短期集中通所口腔ケアサービス　主な変更点（令和８年度～適用）

１．「卒業加算」の新設（手順書Ｐ４参照）

- 短期集中通所口腔ケアサービスの利用により生活機能が改善し、介護保険サービスの利用を終了した方に対し、地域包括支援センター等が「卒業に関するケアマネジメント」を実施し、利用者が一般介護予防事業や自主的な介護予防の取組を１か月以上継続している場合に「卒業加算」が算定できます。
- 卒業加算が算定される場合は、地域包括支援センター等から「ケアマネジメント結果票」（別紙2写し）が届きますので、これを広島市歯科医師会へ提出してください。

２．利用者への配布資料の追加　（別紙１：手順書P19・20、別紙３：手順書P22・23）

【別紙１】短期集中通所口腔ケアサービスの最終回に、利用者に対し、サービス終了後も継続して介護予防活動に取り組むよう勧めていただくとともに、チラシ「地域の通いの場」を手渡してください。

【別紙3】歯科医療機関において、来院患者に通所口腔ケアサービスを勧める場合に、別紙4の説明資料と併せて活用してください。

３．様式の修正及び別紙の変更・追加

内容は以下のとおり。

旧	新
様式１　短期集中通所口腔ケアサービス利用依頼書（見本） 様式２　アセスメント票・個別計画記載欄 目標達成のための具体的計画（頻度も含む）	様式１　短期集中通所口腔ケアサービス利用依頼書（見本） ・吹き出し部分（サービス利用の流れがケアマネジメントBの場合は、介護予防サービス・支援計画書は不要です。）を追加 ・「3　サービス利用の流れ」を追加 様式２　アセスメント票・個別計画記載欄 目標達成のための具体的計画　【頻度】週＿＿日・１日＿＿回 □ 頬・口唇・舌のトレーニング　□ パタカラ体操 □ ペコぱんだ使用　□ その他 □ 頬・口唇マッサージ □ 唾液腺マッサージ サービス実施計画：３か月間に（　　）回（初回及び最終回を含む） ・手順書に記載例を追加
	別紙１「通いの場」チラシ（追加） 別紙２ ケアマネジメント結果票（追加） 別紙３ 説明用リーフレット（追加） 別紙４ 説明資料「短期集中通所口腔ケアサービスとは」（旧別紙１） 別紙５ 連絡票（旧別紙２） 別紙６ 紹介書（旧別紙３）